

# 小規模企業等立地・雇用促進補助金

鹿屋市内における小規模企業等の立地促進、産業の振興と雇用の増大を図るため、情報通信業、飲食料品製造業、飲食料品卸売業、倉庫業、一般飲食業に対し、設備投資や食材購入費の一部を補助します。

## 【対象業種】

- ① 情報通信業
- ② 飲食料品製造業（一部を除く）、飲食料品卸売業、倉庫業
- ③ 一般飲食業（一部を除く）

※詳細については、お問い合わせください。

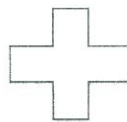
## 【補助対象事業者要件及び交付要件】

### ①と②の業種

- ・ 公害防止条例に違反していないこと。
- ・ 市と立地協定を締結
- ・ 市税等の滞納がないこと。
- ・ 土地、建物の取得又は賃借により新たな事業所、工場等を設置すること。

### ③の業種

- ・ 公害防止条例に違反していないこと。
- ・ 市と立地協定を締結
- ・ 市税等の滞納がないこと。
- ・ 鹿屋産食材等年間購入予定額が1,000万円以上であること。



新規雇用者  
3名以上



## 【補助内容】

	業種	最大補助額	補助金の組合せ (裏面参照)
①	情報通信業	480万円	ア, イ, ウ, エ, オ, カ
②	飲食料品製造業 飲食料品卸売業 倉庫業	450万円	ア, イ, ウ, オ, カ
③	一般飲食業 (一部を除く)	550万円	ア, イ, ウ, オ, カ, キ

※詳しくは、鹿屋市産業振興課までお気軽にお問い合わせください。

【鹿屋市産業振興課】 0994-40-7890

## 【補助金の種類】

	補助金の種類	補助率等	限度額
ア	工場等用地取得費補助金	取得価格 × 30%	100 万円
イ	建物・機械設備費補助金	設備投資額 × 10%	100 万円
ウ	雇用促進補助金	新規雇用者数 × 15 万円	150 万円
エ	通信回線使用料補助金 対象：情報通信業	通信回線使用料 × 25%	30 万円
オ	土地賃借料補助金	賃借料 × 30%	50 万円
カ	建物賃借料補助金	賃借料 × 30%	50 万円
キ	鹿屋産食材等使用補助金 対象：一般飲食業	食材購入実績 × 10%	100 万円